

墓地使用権の返還に伴う手続きおよび必要書類について

現在使用中の紀の川市営墓地の区画が、墓地移転や墓じまい等によって不要となった場合、返還手続きを行うことで、区画を返還することが可能です。

(※墓地の返還に際し、お骨の移動を伴う場合は別途改葬手続きも必要になります)

返還の際は、必ず現在使用中の墓地区画から墓石や玉砂利、巻石等を撤去し、地面と同じ高さに戻す(下部写真の状態)してからの手続きとなります。

返還手続きに必要なものは以下のとおりです。

① 墓地使用権返還届

- ・記入例を参考に、区画位置から返還者の電話番号まで全ての欄をご記入ください。

② 墓地使用の契約書、墓地利用貸借変更契約書

- ・墓地の使用開始時に交わしたもの。
紛失している場合は③の墓地使用契約書紛失届の作成をお願いします。

③ 墓地使用契約書紛失届

- ・記入例を参考に、必要事項をご記入ください。
なお、紛失届にも記載していますが、契約書を発見した際は速やかに環境衛生課までお届けください。

以上の①と②（場合によっては②の代わりに③）を揃えてご提出ください。

現場確認等を行うため、受付から数日後に窓口にて受領書を交付します。

なお、受領書の郵送をご希望の方は、25g 以下の郵送に必要な額の切手を貼って宛名を記入した返信用封筒を、上記書類の提出時に合わせてご提出ください。



お問い合わせ先

〒649-6492

和歌山県紀の川市西大井 338 番地

紀の川市役所 市民部 環境衛生課

【TEL】0736-77-2511（内線 8002）